

○決算委員会

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	議決	本院議決	付託	議決	本院議決	
昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	六二、三〇元 (第百八回国会)	六二、七九元	議決 第百十 二回国 会閉会 後	六三、七一九 議決	六三、七一九	議決 二、八	六三、二一八 議決	百八回国会 未了 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 百十二回国会 統
昭和六十年国有財産増減及び現在額總計算書	六二、一〇〇 (第百八回国会)	七六	議決 第百十 二回国 会閉会 後	七一九	七一九	議決 二、八	二、八 議決	百八回国会 未了 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 百十二回国会 統
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	三二、六 (第百十二回国会)	六三、五二八	議決 第百十 二回国 会閉会 後	七一九	七一九	議決 二、八	二、八 議決	百十二回国会 大蔵大臣報告 統

昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	三、一、二九 (第一百十二回国会)	一、二九							百十二回国会 続
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第一百十二回国会)	一、二九				七、二九			続

昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書（第八八回国会提出）

昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書（第八八回国会提出）

昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書（第八八回国会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和六十年年度決算は、昭和六十一年十二月二十九日国会

に提出され、同六十二年七月二十九日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同六十二年一月三十日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。当委員会では、昭和六十年年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたところであります。

閉会中審査を含む十八回にわたる委員会審査におきましては、後に述べますような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、会計検査院法改正、財政再建、税制改革、外交、

防衛、海外援助に関する問題を初め、円高対策、貿易、雇用、公共事業、公害・環境に関する諸問題など行財政全般につきましまして熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

昭和六十三年五月二十七日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する三項目の警告であります。

討論では、日本社会党・護憲共同を代表して菅野理事、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して佐藤委員、民社党・国民連合を代表して関委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案については賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して大島理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案についても賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案につきましては、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

昭和六十年度決算にかかわる内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 総理府の元職員が、在職中、政府広報の発注に関連して、長年にわたり、発注業者から、多額の賄賂を收受したとして逮捕され、また、日本道路公団の理事及び畜産振興事業団の部長、あるいは地方公共団体の長をはじめとした幹部職員が、汚職事件で相次いで逮捕されたことは、行政に対する国民の信頼を揺るがせるものであり、厳しく指弾・追及されなければならない。

政府は、国民に直接施策等を伝える政府広報の使命にかんがみ、綱紀肅正を厳格に行い、また、特殊法人、地方公共団体に対しても、その再発防止に万全を期するよう指導に努めるべきである。

(2) 近年、情報化・国際化時代を背景とする事務所需の著しい増大などを起因として、主に首都圏において地価の急激、かつ、異常な高騰が見られ、このためサラリーマンが住宅を求めることがますます困難になり、あるいは中小企業経営の存続に支障をきたすなど、国民生活に重大な脅威を与えていることは、極めて遺憾である。

政府は、土地税制の見直し、国土利用計画法に基づく

監視区域指定への迅速な対応、金融機関に対する土地関連融資の適正化の指導、現に地価が異常に高騰しつつある地域内の国公有地の公用、公共用等以外への売却の一定期間停止、不動産業者への適切な指導等を強力に推進し、さらに、宅地の大幅な供給に努めるとともに、市街化区域内農地に対する課税及び土地に関する権利のあり方、首都機能移転などについて検討を加え、全力をあげて地価の引き下げに実効ある対策を講ずべきである。

(3) 決算審査に対する政府の協力は、これまで必ずしも十分でなかったため、その都度本院で警告をしてきたにもかかわらず、依然として改善がみられないのは、遺憾である。

政府は、決算審査の重要性を一層認識し、質疑、資料の要求等については誠意ある対応をし、審査に支障を生じないよう万全を期すべきである。

次に、国有財産関係二件については、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。以上、御報告申し上げます。